

(参考和訳) 英国現代奴隷法に関する声明 (2024年3月期)

株式会社プロテリアル(以下「当社」といいます)は、英国現代奴隷法に基づき、プロテリアルグループおよびサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引の防止に向けた取り組みについて、以下のとおり声明を公表します。

1. プロテリアルグループの組織体制およびサプライチェーンについて

当社は、高機能材料分野においてコア技術を持つ素材メーカーであり、産業インフラ関連、自動車関連、エレクトロニクス関連のマーケット分野で幅広い事業展開を行っています。2024年3月31日時点において、プロテリアルグループは当社とその連結子会社54社から構成されており、連結従業員数は約21,456名です。

プロテリアルグループの企業・事業の詳細については、当社ウェブサイトの「<u>企業情報</u>」をご参照ください。

プロテリアルグループは、その事業を遂行するうえで必要となる資材や役務を様々なサプライヤー(以下「調達パートナー」といいます)から調達しています。

2. 奴隷労働および人身取引防止に関する方針

プロテリアルグループは、「プロテリアルグループ行動規範」、それを補完する「プロテリアルグループ人権方針」において、人権の尊重について定め、事業活動に関わるあらゆる人々の権利を尊重し、侵害しないように努めることを基本姿勢としています。また、これらに沿った資材調達を行うべく、「プロテリアルグループ サステナブル調達ガイドライン」を定めています。

(a) プロテリアルグループ行動規範

プロテリアルグループ行動規範は、企業理念を実現し、社会的責任を果たしていくためにプロテリアルグループのすべての役員・従業員の判断の拠り所や取るべき行動を定めたものです。 人権の尊重や、調達パートナーの選定にあたっては人権侵害への取り組みについても評価を行うことを明確にしています。

(b) プロテリアルグループ人権方針

プロテリアルグループ人権方針は、企業理念の下、一人ひとりの人権を尊重するとともに、多様性を活かし、創造性、モチベーションを高め、多面的な思考により、人権尊重の責任を果たす



ことを定めたものです。 プロテリアルグループは、門地、性別、年齢、国籍、人種、思想・信条、 宗教、障がい・疾病などによる差別を行わず、事業や取引上人権が侵害されることのないよう、 取組みを進めています。

(c) プロテリアルグループ サステナブル調達ガイドライン

「プロテリアルグループ サステナブル調達ガイドライン」は、プロテリアルグループのサステナビリティに関する方針や取り組み内容を整理し、「調達パートナー行動規範」として調達パートナーに遵守いただきたい事項を定めたものです。プロテリアルグループは、人権保護をはじめ、サステナビリティを重視した事業活動を調達パートナーの皆様と共に推進しています。

3. プロテリアルグループの人権に関する取り組み

プロテリアルグループは、上記の各規範、方針、ガイドラインに従い、人権リスクに対処するため、以下の取り組みを行っています。

(a) 人権デューディリジェンスの取り組み

プロテリアルグループでは、事業活動において自社やバリューチェーンにおける人権への影響を、人権デューディリジェンスにより洗い出し、リスクとなりうる事象を特定のうえ、優先づけして対策を講じています。当社は、調達部門においてサプライチェーンにおける人権への影響評価、人材部門において従業員の人権への影響評価を行うなど、優先度と対策の検討を行っています。

(b) リスクの評価および管理

当社は、グローバル人権リスクマネジメント強化の一環として、2021 年 4 月より「人権リスクマネジメント推進コミッティー」を組織し、活動を行っています。この活動を通じて人権リスクの適正なマネジメントを推進していきます。

また、プロテリアルグループ内における人権リスクの評価を「深刻さ」と「発生可能性」の観点から実施し、主要な人権リスクを特定しています。主要な人権リスクには、強制労働、児童労働、労働時間、差別、居住環境を含みます。

サプライチェーンにおける人権リスクについては、その評価および管理のために、「プロテリアルグループ サステナブル調達ガイドライン」を、調達パートナーに対し提示し、その遵守を求めています。主要な調達パートナーに対しては当該ガイドラインの遵守状況についてアンケート調査を行うことにより、人権リスクへの対応状況を確認しています。

なお、人権の侵害が発生した場合など、調達パートナーを含むステークホルダーが利用できる

通報窓口を当社のウェブサイトに設けています。

4. 研修

人権リスクの周知と研修を目的として、プロテリアルグループでは各種の施策を行っています。

- (a) プロテリアルグループのすべての役員・従業員に対し、「プロテリアルグループ行動規範」の要約をまとめた携行カードの配布などにより、同規範の周知徹底を図っています。また、「プロテリアルグループ行動規範」が定めるさまざまな要求事項を正しく理解し、事業活動を正しく進めていくために必要な法令遵守や倫理規範についての基本的な考え方、行動のあり方を定めた「プロテリアルグループ CSR ガイドブック」を作成し、役員および従業員に配布・共有しています。
- (b) プロテリアルグループは、毎年、全役員・従業員に対して、コンプライアンスやインテグリティに関する意識向上を図る施策として、トップマネジメントのメッセージの配信や E ラーニングなどの研修を実施しています。

5. 今後に向けて

プロテリアルグループは、「プロテリアルグループ行動規範」、「プロテリアルグループ人権方針」および「プロテリアルグループ サステナブル調達ガイドライン」に則り、プロテリアルグループおよびサプライチェーン全体における奴隷労働・人身取引の防止を含め、人権の尊重の推進に取り組んでいきます。

当社は、そうした人権尊重の取り組みの中で、調達パートナーへの調達ガイドライン遵守状況を定期的に確認します。また、奴隷労働や人身取引に関するステークホルダーからの通報件数や内容を継続してモニターするとともに、通報があった場合、公正に調査を行い、事実が認められた場合には必要な是正措置を講じていきます。

本声明は、2024年9月25日に開催された当社の取締役会により承認されました。

2024年9月30日

株式会社プロテリアル 代表取締役 会長執行役員 兼 社長執行役員 CEO ショーン・スタック